② 一の大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

⑵・⑶　（略）

5　漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第５の１⑴③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第６の１⑶の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量及び第６の４の国の留保からの配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第５の２のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵・⑶　（略）

5　漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第５の１⑴③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第６の１⑶の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第５の２のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１・第２　（略） 第３　資源管理の目標 １　目標管理基準値 ⑴　（略） ⑵　ごまさば対馬暖流系群　92千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） ２・３　（略） 第４～第９　（略）	（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１・第２　（略） 第３　資源管理の目標 １　目標管理基準値 ⑴　（略） ⑵　ごまさば対馬暖流系群　920千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） ２・３　（略） 第４～第９　（略）

別紙２―52のとおり、次の別紙を加える。

（別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源））

第１　特定水産資源の名称

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

第２　管理年度

９月１日から翌年８月末日まで（ステップ１）

第３　資源管理の目標

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された知事許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。

１　目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。

２　限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第３の２の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第３の１の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

２　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近５年の我が国漁船の漁獲実績の平均値を１の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

日本海の海域のうち、許可省令別表第１の日本海べにずわいがに漁業の項の上欄１及び２に掲げる区域